

(自衛隊法施行令の一部改正)

3 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
第百四十条の表第八条第二項第一号の項の次のように加える。

都道府県知事等

第四百十條の表第十二條及び第十三條第三項の項中「及び第十三條第三項」を削り、同表第十三條第二項及び第四項の項の次に次のように加える。

第十三条第三項	従事者又は協力者	従事者
	都道府県知事等	都道府県知事
遺族扶助金	遺族補償	内閣総理大臣 安倍 晋三 総務大臣 石田 真敏 防衛大臣 岩屋 毅

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二を」第二章に、「第二章を」第三章に、
第四章
美術の著作物の譲渡
送信障害防止等の

等の申出に伴う複製等について講ずべき措置（第七條の二）を「第四章 原作品展示者に準ずる者及ための複製に係る特定送信等（第七條の三・第七條の四）」を「第五章 電子計算機による情報処理及び美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置（第七條の二・第七條の三）」に及びその結果の提供等の基準（第七條の四）」に

改め、「第五章第六節」を削り、「第七章第六節」を「第七章第六條」とし、その本文を次の通り改定する。

送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準（第七條の五）に準ずる行為（第七條の六）

著作物等の送信の受信に準ずる行為（第七條の六）

を「第六章」に、「第七条の七」を「第七条の五」に、「第八章」を

「章」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七条の九）」を「第十章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七条の九）」を「第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七条の九）」を「第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等（第五

の五―第五十七条の九）
十七条の十一―第五十七条の十五）に改める。

第四章を削る。

第三章の章名中「美術」を「原作品展示者に準ずる者及び美術」に改める。

第七條の二に見出しとして「美術の著作物等の申出に伴う複製等について講ずべき措置」を付し、同条中「及び第三項」の下に「並びに第二百二條第一項」を加え、同条第一号中「第八十六條第一項」の下に「及び第二百二條第一項」を加え、同条第二号中「第八十六條第三項」の下に「及び第二百二條第一項」を加え、同号口中「第四十七條の八」を「第四十七條の四第一項」に改め、第三章中同条を第七條の三とし、同條の前に次の一條を加える。

(原作品展示者に準ずる者)

第七條の二 法第四十七條第三項（法第八十六條第一項及び第三項並びに第一百二條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、国若しくは地方公共団体の機関又は営利を目的としない法人で、原作品展示者の同意を得て展示著作物の所在に関する情報を集約して公衆に提供する事業を行うもののうち、文化庁長官が指定するものとする。

文化庁長官は前項の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第三章を第四章とする。

第三項第六條第二項並に第七條第一項及び第二項中「指定」を「規定による指定」に改める。

第二章を第三章とする。

第一条の三第項第六号中「一次条」を「第二条」に改め、同条第三項中「指定」を「規定による指定」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第一条の三の次に次の一条を加える。

(図書館等に類する外国の施設)

第一條の四 法第三十一條第三項前段（法第八十六條第三項及び第八十二條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。

二 司書等に相当する職員が置かれていること。

三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

第二条第一項第二号中「のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定する」を「で次に掲げる要件を満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ 視覚障害者等のための複製又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。ロにおいて同じ。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力及び経理的基礎を有していること。

口 視覚障害者等のための複製又は公衆送信を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていること。

ハ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成していること（当該名簿を作成している第三者を通じて情報を提供する場合にあつては、当該名簿を確認していること）。

二 法人の名称並びに代表者（法人格を有しない社團又は財団の管理人を含む。以下同じ。）の氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める事項について、文部科学省令で定めるところにより、公表していること。